

## 追加のローカルルール

### 1. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16.1）

#### (b) 動かさない障害物

No.7 ホールのパッティンググリーン右側の白線で標示された区域にあるカート道路または枕木にプレーヤーの球が触れている、またはその状態の中や上にある場合、若しくは意図するスタンス区域や意図するスイング区域の物理的な障害となる場合、プレーヤーは次のことができる：

- ・規則 16.1 に基づいて罰なしの救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球を球が止まっている箇所によって指定されているドロップゾーン（パッティンググリーン手前1ヶ所、パッティンググリーン奥1ヶ所）にドロップすることによって罰なしの救済を受ける。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

### 2. プレーのペースについて（規則 5.6）

各ホールのプレーに許される時間の限度を記載した「タイムパー」をスタート時に配布するので、これに遅れないこと。特別な事情もないのにこの時間より遅れた場合（アウトオブポジション）、ストロークに要する許容時間を個別に計測する。

※アウトオブポジションに該当しなくとも遅れが生じていると委員会が判断した組に対してはペースの回復を求めることがある。

※特定の選手のペースが著しく遅い場合はその組がアウトオブポジションに該当しなくとも、その選手に通知した上でショットに要する時間を計測し、罰則を適用することがある。

#### (a) アウトオブポジションの定義

次の両方に当てはまった時、その組はアウトオブポジションとなる。

- (1) あるホールのプレーを終えた時点で、スタートからそこまでの実際の所要時間の合計が、「タイムパー」に記載された時間をオーバーした場合。
- (2) 第2組以降の組では、前の組との間隔がスタート時点での間隔時間を超えた場合。

#### (b) アウトオブポジションとなった場合の措置

あるホールを終えてある組が特別な事情がないのにアウトオブポジションとなった場合、競技委員はホールとホールの間でその組全員にアウトオブポジションとなったこと及び次のホールから各プレーヤーの全てのストロークに要する時間を計測することを通知する。委員会がその組の各競技者のストロークに要する時間を計測し (c) の許容時間を超えた場合、プレーヤーに (d) の罰則が適用される。

例外：特別な事情（ルーリングや紛失球等）があったと委員会が判断した場合、委員会はその組に対して前の組との間隔を縮めるように求める。その結果、合理的時間内に遅れを取り戻すことができれば、各競技者のストロークに要する時間は計測しない。

#### (c) ストロークに要する許容時間

原則：40秒

例外：パー3ホールにおいて最初にプレーする者、パー4とパー5のホールにおいて第2打地点から最初にプレーする者、パッティンググリーン周辺やパッティンググリーンの上で最初にプレーする者のショットの許容時間は50秒とする。

注：ストロークに要する許容時間の計測は、そのプレーヤーの順番が回ってきた時に開始される。

(d) 罰則

警告 — 委員会から口頭での注意

最初の違反 — 1 罰打

2 回目の違反 — 一般の罰（最初の違反の罰に加えて適用される）

3 回目の違反 — 失格

注：アウトオブポジションとなった組は、その後で遅れを取り戻しても、そのラウンドが終了するまで持ち越される。

3. 移動

プレーヤーとキャディーはNo.3 ホールとNo.4 ホールの間で送迎車に乗車することができる。

4. ゴルフ規則 24.4a 「チームにアドバイスを与えることが認められる人（アドバイス・ギバー）」を認めるローカルルールは採用しない。

追加及び変更の競技の条件

5. 競技成立の条件

天候、その他の事情により、6 コースあるいは一部のコースが2 ラウンドの競技が完了しない場合の処置。

(1) 全参加クラブの選手8名の内7名が最低1 ラウンドのプレーが終了しなければ、競技は不成立とする。

(2) A、B、C グループの各2 コースの競技成立の状況が異なる場合

①両コースとも1 日だけプレー可能の場合

1 ラウンドで競技成立とする。

②1 コースは2 日間プレー可能だが、1 コースは2 日間ともプレー不可能の場合

プレー可能であったコースでプレーした競技者7名のスコアで競技成立とする。

③1 コースは2 日間プレー可能だが、1 コースは1 日だけプレー可能の場合

2 ラウンド完了した競技者4名と1 ラウンドだけプレーした3名のスコアで競技成立とする。

この場合、2 ラウンド完了者に競技失格があったときはそのチームは失格とする。

④早朝の天候不良などで、午前の部のスタートが遅れた場合

午後の部の競技終了が不可能と判断した時点で、午後の部の競技をキャンセルする。

(3) 競技開始時刻の変更による競技成立の時限

第1日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

第2日目 最初の組のスタート時刻 正午までとする。

(4) その他の状況が生じた場合、委員会が決定する。

6. 競技終了時点

北海道ゴルフ連盟ホームページに成績表が公開された時点をもって終了とする。